

表5 体外受精・顕微授精の治療ステージ、助成対象範囲及び助成額の上限（治療終了日が令和3年1月1日以降の方）

助成対象範囲	治療内容	採卵まで		採卵	採精(夫)	(前培養・媒精(受精)顕微授精・培養)	胚移植						(胚移植の妊娠の有無の確認)(※1)	助成の上限額(※3)	
		(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(点滴薬)				新鮮胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	凍結胚移植		1~2週間後		妻の治療開始時の年齢が35歳以上	妻の治療開始時の年齢が35歳未満
										(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与				
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日		
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											33万円	33万円(43万円)	
	B	凍結胚移植を実施(※2)											33万円	33万円(43万円)	
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											13万円	13万円	
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											33万円	33万円(43万円)	
	E	受精できず、または、胚の分割停止、多精子授精等の異常授精等により中止											33万円	33万円(43万円)	
	F	採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止											13万円	13万円	
対象外	G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											—	—	
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											—	—	

※1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定に関わらず、胚移植からおおむね1~2週間後に確認をした場合

※2 Bとは、採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

※3 ()内の金額は初回(通算1回目)申請時の上限額